

令和8年3月市議会定例会議
経済民生常任委員会資料

議案第36号	福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	2	頁
議案第37号	福島市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	5	頁
議案第19号	令和7年度福島市一般会計補正予算（第9号）	・・・	7	頁
議案第22号	令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）	・・・	13	頁
議案第25号	令和7年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第3号）	・・・	15	頁

議案第36号

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P113～P127)

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

- (1) 国民健康保険税の課税額(第3条第1項第1号、同項第4号、第3条第5項)
- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額の課税率(第8条の3から第8条の6)
- (3) 子ども・子育て支援納付金課税額の減額(第14条各項)

2 一部改正の趣旨

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)「加速化プラン」に掲げる子ども・子育て支援の拡充のため、令和8年度より、子育て世帯を支える新しい連帯の仕組みとして、医療保険料(税)とあわせて支援金を拠出する『子ども・子育て支援金制度』が開始となることに伴い、子ども・子育て支援法及び地方税法の一部が改正されたことから、本市国民健康保険税条例の一部を改正し同支援金の課税額等にかかる規定を設けるものである。

3 一部改正の概要

(1) 国民健康保険の課税額に係る規定

第3条第1項第1号、同項第4号 国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を合算する規定

第3条第5項 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を規定

(2) 子ども・子育て支援納付金課税額の課税率に係る規定

第8条の3 所得割額

第8条の4 均等割額

第8条の5 18歳以上均等割額

第8条の6 平等割額

福島市国民健康保険税の区分と按分							
区分	項目	令和7年度 按分			課税限度額	内容	備考
		所得割率	均等割額	平等割額			
医療分		6.50%	21,700	18,300	660,000	被保険者から徴収する医療分の保険税	従来からの歳入項目
後期高齢者支援金分		2.50%	9,500	7,200	260,000	後期高齢者医療制度への支援金	従来からの歳入項目
介護納付金分		2.40%	10,000	6,200	170,000	40歳から64歳までの被保険者から徴収する介護保険料分	従来からの歳入項目
子ども・子育て支援金分			令和8年度 新規創設			児童手当等の拡充の財源として新設される支援金	令和8年度より新設



子ども・子育て支援金分				
令和8年度 按分				課税限度額
所得割率	均等割額	18歳以上均等割額	平等割額	
0.28%	1,200	100	800	30,000

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の減額に係る規定

第14条第1項 低所得者に係る均等割額※及び平等割額について減額 (7割・5割・2割それぞれに規定)

第2項 未就学児に係る均等割額1/2について減額

第3項 出産被保険者に係る所得割額及び均等割額※について減額

第4項 18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額について減額

※「18歳以上均等割額」を含む

4 条例施行予定日

令和8年4月1日

経過措置

この条例による改正後の福島市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

5 具体的な影響

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額が加算されることによる負担増

- ・被保険者全体 137,459千円の増
- ・月：約270円／1人 年：約3,200円／1人

(2) 所得状況によるケース

子ども・子育て支援納付金課税額に係る影響額				
ケース（単身世帯）	所得割額	均等割額	平等割額	合計
1 営業所得300万円⇒算定基礎額257万円 40歳 軽減なし世帯	7,196	1,300	800	9,200
2 給与収入300万円⇒算定基礎額159万円 40歳 軽減なし世帯	4,452	1,300	800	6,500
3 年金収入96万円⇒算定基礎額0円 70歳 7割軽減世帯	0	390	240	600
4 年金収入180万円⇒算定基礎額27万円 70歳 5割軽減世帯	756	650	400	1,800
5 年金収入220万円⇒算定基礎額67万円 70歳 2割軽減世帯	1,876	1,040	640	3,500

議案第37号

福島市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P128～P132)

1 条例改正の背景

本市では、客引き行為等を防止するため、平成23年4月1日に条例を制定し、対象を風俗関連営業に絞って罰則規定を設け、警察の取り締まりによる運用をしてきた。しかし、現在の福島駅前繁華街では、風俗関連営業だけでなく、飲食業等による客引き行為等も行われ、市民等への迷惑行為となっている。

2 条例改正の主な内容

(1) 規制対象を全業種へ拡大

規制対象となる業種を風俗関連営業から全業種に拡大する。

なお、営業の自由を確保するため、規制内容や罰則を区分することにより、適切な営業活動には配慮する。

禁止行為	業種	指導 (第5条)	勧告 (第6条)	立入検査等 (第7条)	公表 (第8条)	罰則、過料 (第11条第1、2項 第12条 第13条第1、2項)	常習性 (第11条第3項 第13条第1項)	条例外
		本人 雇用法人等	本人 雇用法人等	本人 雇用法人等	本人 雇用法人等	本人 雇用法人等	本人 雇用法人等	
客引き (第3条第1項)	風俗関連 営業	○ (市対応)	/	/	○ (市対応)	3月以下の拘禁刑または 20万円以下の罰金 (刑事罰・警察対応)	6月以下の拘禁刑また は50万円以下の罰金 (刑事罰・警察対応)	福島県迷惑行為等 防止条例第11条 (刑事罰・警察対応)
	その他	○ (市対応)	○ (市対応)	○ (市対応)	○ (市対応)	5万円以下の過料 (市対応)	/	
誘引 (第3条第2項)	風俗関連 営業	○ (市対応)	/	/	○ (市対応)	3月以下の拘禁刑または 20万円以下の罰金 (刑事罰・警察対応)	6月以下の拘禁刑また は50万円以下の罰金 (刑事罰・警察対応)	/
	その他	/	/	/	/	/	/	
客待ち (第4条)	全業種	○ (市対応)	/	○ (市対応)	/	/	/	/

○風俗関連営業とは

- ① 接待をして、飲食をさせる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）をする営業
- ② 人の性的好奇心をそそる行為の提供（当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。）をする営業

○その他の業種とは

居酒屋やカラオケ店など、風俗関連営業以外の営業

○規制の対象となる行為

- ① 客引き 相手方を特定して、営業に係る客となるように人を誘う行為
- ② 誘引 不特定の者に呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、営業に係る客となるように人を誘う行為
- ③ 客待ち 客引き又は誘引をする目的で、当該行為の相手方となるべき者を待つ行為

(2) 行政指導の創設【新設】

違反行為を未然に防止するため、客引き行為等をする恐れがあると認められる場合は、市が「指導・勧告」することを可能とする。

3 客引き又は誘引等の禁止区域

客引き又は誘引等の禁止区域は図のとおり

※現行条例と変更なし

4 条例施行予定日

令和8年6月1日施行

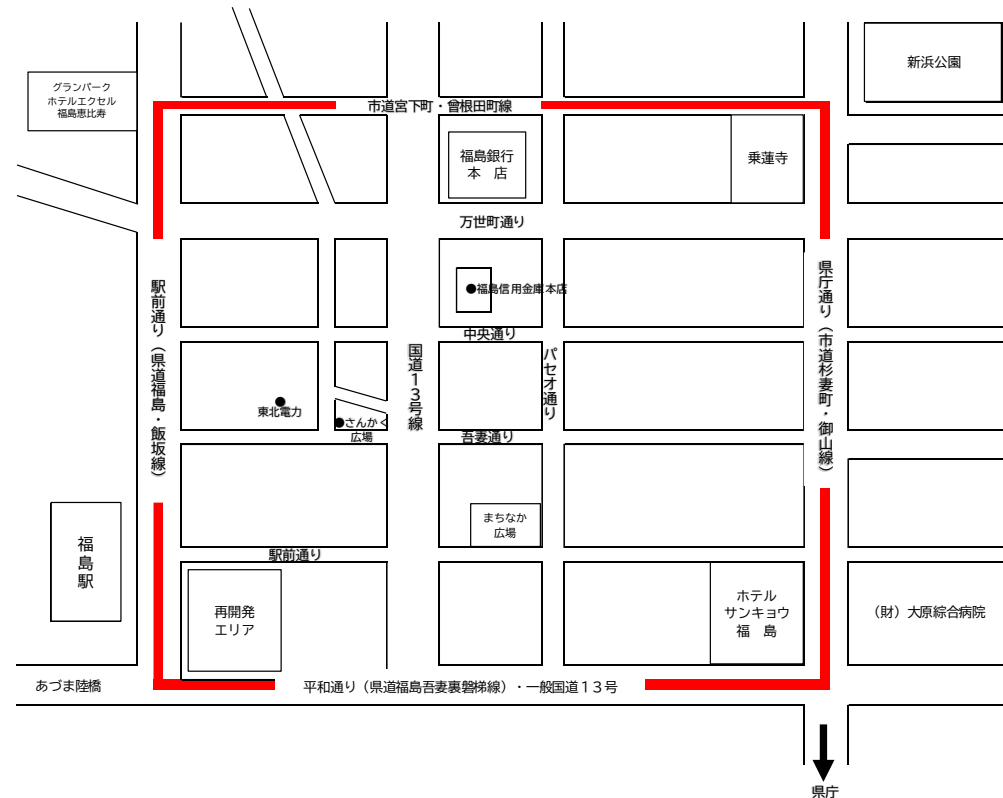
5 今後のスケジュール

令和8年3月～5月

- ・議決後、改正条例説明会（対象者：事業者）
- ・市政だより、公式ホームページ等より改正条例の周知
- ・標示板の設置

令和8年6月以降

- ・巡回指導



議案第19号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第9号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 14

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明
22諸収入 5雑入 2雑入	1	48,211	48,212	◇雑入 48,211千円 ○雑入 48,211千円 【補正の内容等】 令和6年度福島県後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う返還金の追加

議案第19号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第9号） 【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P16

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説 明
				特定財源				
				国 庫 支 出 金	地方債	その他		
3民生費 1社会福祉費 1社会福祉 総務費	1,848,691	58,468	1,907,159	国 18,319 県 23,835	-	-	16,314	◇特別会計繰出金追加 58,468千円 ○国民健康保険事業費特別会計繰出金 58,468千円 【補正の内容等】 以下の事由により国民健康保険事業費特別会計への繰出金を追加するもの。 ・保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) 19,568千円 国税軽減世帯の増加等に伴う追加 (財源：県3/4・市1/4) ・保険基盤安定繰出金(保険者支援分) 37,874千円 国税軽減被保険者の増加等に伴う追加 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・未就学児均等割保険税繰出金 △216千円 未就学児の異動等に伴う減額 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・産前産後保険税繰出金 △1,021千円 対象者数見込の減に伴う減額 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・財政安定化支援事業繰出金 △6,620千円 国が示す補正係数の変更等に伴う減額 ・国庫支出金等影響額補填繰出金 8,883千円 地方単独事業(重度心身障がい者医療費助成制度)に係る受給対象者数の増加等に伴う増額
※補正前の額及び計には財務部納税課分(63,394)含む <歳入内訳>(補正予算説明書P12~P13) 16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険基盤安定負担金(保険者支援分) 18,938 ・未就学児均等割保険税負担金 △108 ・産前産後保険税負担金 △511 17款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険基盤安定負担金(保険税軽減分) 14,676 ・保険基盤安定負担金(保険者支援分) 9,468 ・未就学児均等割保険税負担金 △54 ・産前産後保険税負担金 △255 ※財源は右記のとおり								

議案第19号 令和7年度 福島市一般会計補正予算（第9号） 【定住交流課】

<歳出>補正予算説明書 P16

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源		一般財源		
				国県支出金	地方債			その他
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	2,700	1,700	4,400	850			850	○国際交流事業費 1,700 福島市国際交流協会事業費補助金 1,700

繰越明許費補正（追加） 議案書 P59

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	多文化共生事業	1,700

1. 補正の概要

福島市国際交流協会が実施する、市内企業を対象にした外国人材雇用セミナーの開催や、外国人材活用企業訪問ツアー事業に対し、事業費補助するもの。

※財源である地域未来交付金の広域連携事業の主体である県の方針に従い、補正予算を令和8年度に繰り越して執行

2. 事業内容

(1) 外国人材の雇用に関する企業向けセミナー

在留資格に関する基礎知識、従事可能業務の概要、雇用プロセス、雇用後のコミュニケーション方法やコスト等に関するセミナーの開催及び運営。

(2) 外国人材活用企業訪問ツアー

既に外国人材を雇用している企業を訪問し、外国人材の業務、従業員とのコミュニケーション等を実際に見学し、雇用後の不安解消に繋げる。

議案 第19号 令和7年度 福島市一般会計補正予算(第9号)

【文化振興課】

<歳出> 補正予算説明書 P20

総額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
403,196	△ 26,241	-	23,700	2,541	-

(旧) (単位：千円)

款項目	事業名	全体計画									
		年度	年割額	左の財源内訳			一般財源	令和5年度支出額	令和6年度支出額	令和6年度繰越分 令和7年度支出額	令和6年度未以降 支出
				特定財源							
				国庫支出金	地方債	その他					
10教育費 6社会教育費 6文化施設費	旧広瀬座再整備事業	5	33,725	16,862	15,100	1,763	-	33,725	-	-	-
		6	433,002	186,845	221,400	24,757	-	-	146,120	263,619	-
		7	403,196	138,904	237,700	26,592	-	-	-	-	403,196
		計	869,923	342,611	474,200	53,112	0	33,725	146,120	263,619	403,196

(新) (単位：千円)

款項目	事業名	全体計画									
		年度	年割額	左の財源内訳			一般財源	令和5年度支出額	令和6年度支出額	令和6年度繰越分 令和7年度支出額	令和6年度未以降 支出
				特定財源							
				国庫支出金	地方債	その他					
10教育費 6社会教育費 6文化施設費	旧広瀬座再整備事業	5	33,725	16,862	15,100	1,763	-	33,725	-	-	-
		6	433,002	186,845	221,400	24,757	-	-	146,120	263,619	-
		7	403,196	112,663	261,400	29,133	-	-	-	-	403,196
		計	869,923	316,370	497,900	55,653	0	33,725	146,120	263,619	403,196

1 補正の概要

旧広瀬座再整備事業は、令和5年度から令和7年度まで3カ年の継続事業として実施。
 国庫補助対象事業においてはすべて完了したため、実績額に合わせて国庫補助金の減額を行う。一方、補助対象外事業は3月末に完了予定であり、現時点では予算の総額枠を維持する必要があることから、国庫補助金の減額分を地方債等で振り替えて対応するもの。
 なお、これらも工事完了後の実績に合わせて精算を行う。

議案 第19号 令和7年度 福島市一般会計補正予算（第9号） 【スポーツ振興課】

<歳 出> 補正予算説明書 P20

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国県 支出金	地方債	その他		
10 教育費 7 保健体育費 2 体育振興費	177,581	1,905	179,486	国庫支出金 952	0	0	953	◇体育振興費 1,905 ○パラスポーツ振興事業費 176 ○スポーツのまちづくり推進事業費 1,729

繰越明許費補正(追加) 議案書P60

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	7 保健体育費	パラスポーツ振興事業	176
		スポーツのまちづくり推進事業	1,729

1. パラスポーツ振興事業

(1)補正の概要

東京2020大会のレガシー創出の一環として、パラスポーツの普及促進により、スポーツを通じた共生社会の実現を図るもの。
※財源である地域未来交付金の広域連携事業の主体である県の方針に従い、補正予算を令和8年度に繰り越して執行。

(2)事業内容

①パラアスリート派遣事業

市内の小・中・特別支援学校にパラリンピアン等を派遣し、パラスポーツの体験や、アスリートと交流する場を提供することで、パラスポーツへの興味・関心や障がい者への理解を深める。

②パラスポーツ体験事業

福島ユナイテッドFCのホームゲーム等にブース出展し、来場者にパラスポーツを体験してもらうことで、パラスポーツへの興味・関心や障がい者への理解を深める。



パラアスリート派遣事業



パラスポーツ体験事業

2. スポーツのまちづくり推進事業

(1) 補正の概要

東京2020大会を契機としたスポーツのまちづくりを推進するため、福島ファイアーズと連携し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を創出することで、街なかの賑わいと市民のスポーツ参画機会の拡大を図るもの。

※財源である地域未来交付金の広域連携事業の主体である県の方針に従い、補正予算を令和8年度に繰り越して執行。

(2) 事業内容

① 3×3バスケットボール大会とパブリックビューイングの開催

街なか広場での小・中学生を対象とした3×3バスケットボール大会や、こむこむ館等でパブリックビューイングを開催することで、街なかの賑わいと市民のスポーツ参画機会の拡大を図る。



3×3バスケットボール大会



パブリックビューイング

議案第22号 令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 42

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																																																																
6繰入金 1一般会計 繰入金 1一般会計 繰入金	1,933,691	58,468	1,992,159	<p>・国民健康保険事業費特別会計繰出金（一般会計）の追加に伴う追加 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)</td> <td>716,860</td> <td>19,568</td> <td>736,428</td> </tr> <tr> <td>2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)</td> <td>402,071</td> <td>37,874</td> <td>439,945</td> </tr> <tr> <td>3未就学児均等割保険税繰入金</td> <td>7,044</td> <td>△216</td> <td>6,828</td> </tr> <tr> <td>4職員給与費等繰入金 (国保年金課分)</td> <td>412,793</td> <td>-</td> <td>412,793</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>349,399</td> <td>-</td> <td>349,399</td> </tr> <tr> <td></td> <td>63,394</td> <td>-</td> <td>63,394</td> </tr> <tr> <td>5産前産後保険税繰入金</td> <td>2,866</td> <td>△1,021</td> <td>1,845</td> </tr> <tr> <td>6出産育児一時金繰入金</td> <td>33,333</td> <td>-</td> <td>33,333</td> </tr> <tr> <td>7財政安定化支援事業繰入金</td> <td>123,693</td> <td>△6,620</td> <td>117,073</td> </tr> <tr> <td>8その他一般会計繰入金</td> <td>235,031</td> <td>8,883</td> <td>243,914</td> </tr> <tr> <td>・子ども医療費等繰入金</td> <td>85,000</td> <td>-</td> <td>85,000</td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金等影響額補填繰入金</td> <td>150,031</td> <td>8,883</td> <td>158,914</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,933,691</td> <td>58,468</td> <td>1,992,159</td> </tr> <tr> <td>(国保年金課分)</td> <td>1,870,297</td> <td>58,468</td> <td>1,928,765</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>63,394</td> <td>-</td> <td>63,394</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補正前の額	補正額	計	1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	716,860	19,568	736,428	2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	402,071	37,874	439,945	3未就学児均等割保険税繰入金	7,044	△216	6,828	4職員給与費等繰入金 (国保年金課分)	412,793	-	412,793	(納税課分)	349,399	-	349,399		63,394	-	63,394	5産前産後保険税繰入金	2,866	△1,021	1,845	6出産育児一時金繰入金	33,333	-	33,333	7財政安定化支援事業繰入金	123,693	△6,620	117,073	8その他一般会計繰入金	235,031	8,883	243,914	・子ども医療費等繰入金	85,000	-	85,000	・国庫支出金等影響額補填繰入金	150,031	8,883	158,914	合計	1,933,691	58,468	1,992,159	(国保年金課分)	1,870,297	58,468	1,928,765	(納税課分)	63,394	-	63,394
区分	補正前の額	補正額	計																																																																	
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	716,860	19,568	736,428																																																																	
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	402,071	37,874	439,945																																																																	
3未就学児均等割保険税繰入金	7,044	△216	6,828																																																																	
4職員給与費等繰入金 (国保年金課分)	412,793	-	412,793																																																																	
(納税課分)	349,399	-	349,399																																																																	
	63,394	-	63,394																																																																	
5産前産後保険税繰入金	2,866	△1,021	1,845																																																																	
6出産育児一時金繰入金	33,333	-	33,333																																																																	
7財政安定化支援事業繰入金	123,693	△6,620	117,073																																																																	
8その他一般会計繰入金	235,031	8,883	243,914																																																																	
・子ども医療費等繰入金	85,000	-	85,000																																																																	
・国庫支出金等影響額補填繰入金	150,031	8,883	158,914																																																																	
合計	1,933,691	58,468	1,992,159																																																																	
(国保年金課分)	1,870,297	58,468	1,928,765																																																																	
(納税課分)	63,394	-	63,394																																																																	
※補正前の額及び計には財務部納税課分（63,394）含む																																																																				

議案第22号 令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号） 【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P 43

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
2保険給付費 1療養諸費 1療養給付費	13,628,591	306,645	13,935,236	県 306,645	-	-	-	◇療養給付費追加 306,645千円 ○療養給付費 306,645千円 【補正の内容等】 医療費が増加傾向にあり、被保険者に係る療養の給付に要する費用の不足が見込まれるため、不足分を追加するもの。
8予備費 1予備費 1予備費	50,000	58,468	108,468	-	-	-	58,468	【補正の内容等】 歳入歳出差引超過額を予備費に調整計上するもの。

〈歳入内訳〉（補正予算説明書P42）
4款 県支出金
1項 県補助金
1目 保険給付費等交付金
1節 普通交付金 306,645
※財源：県10/10

議案第25号 令和7年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第3号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 60 (単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																							
1後期高齢者医療保険料	3,554,905	174,556	3,729,461	◇収入見込みによる後期高齢者医療保険料の増額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">後期高齢者医療保険料</td> <td>3,554,905</td> <td>174,556</td> <td>3,729,461</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>現年度分特別徴収保険料</td> <td>2,252,787</td> <td>100,799</td> <td>2,353,586</td> </tr> <tr> <td>現年度分普通徴収保険料</td> <td>1,292,118</td> <td>73,757</td> <td>1,365,875</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分普通徴収保険料</td> <td>10,000</td> <td>-</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		補正前の額	補正額	計	後期高齢者医療保険料		3,554,905	174,556	3,729,461	内 訳	現年度分特別徴収保険料	2,252,787	100,799	2,353,586	現年度分普通徴収保険料	1,292,118	73,757	1,365,875	滞納繰越分普通徴収保険料	10,000	-	10,000
区 分					補正前の額	補正額	計																				
後期高齢者医療保険料					3,554,905	174,556	3,729,461																				
内 訳					現年度分特別徴収保険料	2,252,787	100,799	2,353,586																			
	現年度分普通徴収保険料	1,292,118	73,757	1,365,875																							
	滞納繰越分普通徴収保険料	10,000	-	10,000																							
1後期高齢者医療保険料																											
1後期高齢者医療保険料																											
1後期高齢者医療保険料																											

<歳出> 補正予算説明書 P 61 (単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
2後期高齢者医療広域連合納付金	4,365,804	174,556	4,540,360	-	-	-	174,556	◇保険料納付金 174,556千円 ○後期高齢者医療保険料納付金 174,556千円 【補正の内容等】 保険料の収入見込みによる広域連合への納付金の増額
1後期高齢者医療広域連合納付金								
1後期高齢者医療広域連合納付金								
1後期高齢者医療広域連合納付金								